業務体制の概要（店舗販売業）

店舗の名称

【通常の開店時間等】

|  |  |
| --- | --- |
| 週当たりの開店時間等 | |
| 店舗の開店時間 | 1. 時間 |
| 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間 | 1. 時間 |
| 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間 | ③　　　　　　　　　　時間 |
| 情報提供するための設備 | |
| 要指導医薬品及び一般用医薬品の情報提供等するための設備 | ④　　　　　　　　　　カ所 |
| 要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供等するための設備 | ⑤　　　　　　　　　　カ所 |

【通常の要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する勤務時間数（週当たり） | 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する勤務時間数（週当たり） |
| 薬剤師 | 時間 | 時間 |
| 登録販売者 | 時間 |  |
| 総和 | ⑥　　　　　　　　　　 時間 | ⑦　　　　　　　　　　 時間 |

【体制省令への適合状況】　＊体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

|  |
| --- |
| 情報提供設備の数  ⑥  要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数  (体制省令第2条第4号)  要指導医薬品又は一般用 医薬品を販売する開店時間  ②  ≧  ④  ＝ |
| 情報提供設備の数  (体制省令第2条第5号)  要指導医薬品又は第一類 医薬品を販売する開店時間  ⑦  ⑤  ③  ≧  ＝  要指導医薬品又は第一類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数 |

【店舗販売業者の講じなければならない措置】

|  |  |
| --- | --- |
| 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供又は指導を行うための体制の整備（体制省令第2条第1項第3号） | □ |
| 要指導医薬品及び一般用医薬品の適正販売等を確保するための指針の策定（体制省令第2条第1項第6号） | □ |
| 従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む）を実施するための体制の整備（体制省令第2条第1項第6号） | □ |
| 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備（体制省令第2条第2項第1号） | □ |
| 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定（体制省令第2条第2項第2号） | □ |
| 要指導医薬品及び一般用医薬品の適正販売等のための業務に関する手順書の作成（体制省令第2条第2項第3号） | □ |
| 要指導医薬品及び一般用医薬品の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品及び一般用医薬品の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施（体制省令第2条第2項第4号） | □ |